

統計研究参考資料

No. 7

アメリカ合衆国における
連邦・州・地方の協同統計事業
(翻 訳)

1981年4月

法政大学

日本統計研究所

訳者まえがき

1. アメリカ合衆国では、一般に、州および地方政府（郡・市・郡区など）は連邦政府から独立している。したがって統計調査活動の面でも、連邦政府の機関が州や地方の機構を利用するといった直接的な関係は全くないと言ってよい。それに、州や地方政府の独自の統計活動は一般にあまり活発ではないようである。このような環境のなかで、いくつかの分野において、中央・地方をつうずる統計活動の協力体制が歴史的に展開されている。

一方、連邦政府の統計組織は、わが国の場合と同じように統計活動にかんする権限が各省庁に分散している、いわゆる各省分散縦割型の統計組織である。もっとも、人口および各種経済センサスという一般目的の統計については商務省センサス・ビューローに集中しているが、

そして、この分権的な統計組織のもとで行われる統計活動は中央調整機関（現在は商務省の連邦統計政策基準局、1977年以前は大統領府行政管理予算局の統計政策部）によって総合調整されてきた。

さいきん統計の総合化と調整の活動をすすめるという観点から、連邦・州・地方をつうずる協同統計事業にあらたな光があてられている。

2. 本資料はアメリカ合衆国における連邦・州・地方協同統計事業の現状と問題点をうかがう上で参考になると思われる資料を訳出したものである。

このうち

「Ⅰ. 連邦・州・地方協同統計事業」「Ⅱ. 協同統計事業のガイドライン」の二つは、いずれも連邦統計政策基準局（Office of Federal Statistical Policy and Standards）

「1980年代合衆国連邦統計計画のフレームワーク」1978年刊（A Framework for planning U.S. Federal Statistics for the 1980's）の中の該当部分を訳出したものである。

「Ⅲ. 合衆国農務省統計報告局とミネソタ州農務部との協定覚書」は訳者がアメリカ留学のさい、ミネソタ作物・家畜報告事務所において入手（1979年11月）した同資料を訳出したものである。（付）もそのさいに入手した情報をもとにしている。

3. 上記「フレームワーク」は、連邦統計制度全般が当面している諸問題を、その制度・機構の面から、又、各分野別統計の内包する具体的な問題点と議論の到達点、それに、全分野を貫通する共通の論点について総括したものである。

その検討作業は数ヶ年の期間にわたっており、その結果は政府部内の動向のみならず学界での問題提起の方向をも反映しているものであって、連邦統計制度の現状と問題点、さらに改革の方向

について包括的な情報を与える第一級の基準文献とみてよいものであろう。

この「フレームワーク」の各構成部分の草稿は Statistical Reporter の 1976 年 9 月から約 1 ヶ年にわたって逐次同誌に連載され、その後、これらの各部分についてかなり手が加えられて 1 冊にまとめられ 1978 年 7 月に刊行された。

本資料に訳出した「I. 連邦・州・地方協同統計事業」もさいしょは、1976 年 11 月の Statistical Reporter に掲載されている。

わが国の行政管理庁統計主幹は、すでに Statistical Reporter 掲載の諸稿のうちのかなりの部分を抜粋、ほん訳して「諸外国における統計の制度と運営」（その 7）昭和 55 年 3 月刊の中で紹介している。上記の協同統計事業にかんする部分もこのなかに含まれている。

しかし、これのもとになっている諸稿は前述のように 1 冊にまとめられる過程で、かなり修正・補筆されている。

さらに、この間において、各省庁の統計関係機構にも若干の変化があった。

主題に関係のあるものだけに限ってみても、先述のとおり、統計の中央調整機関が大統領行政府から商務省に移管されている。

又、農務省では、統計報告局（SRS）、経済研究局（ERS）、農業協同組合局（FCS）が統合されて、経済・統計・協同組合局（ESCS）という巨大な局が誕生し、ここが農業にかんする統計の作成と分析を担当することになった。

作物・家畜報告協同事業の中央所管部局は現在、この ESCS である。又、保健・教育・福祉省関係でも医療扶助管理情報制度の所管部局が社会リハビリテーションサービス局から保健管理財務局（1977 年創設）に変更されている。

4. 中央・地方をつうずる協同統計事業の性格をもつものうち現在行われている主要なものは次の七つの事業である。

- ① 作物・家畜報告事業 — 農務省 ESCS
- ② 雇用動態統計事業 — 労働省労働統計局
- ③ 地方人口推定の連邦・州センサス協同事業 — 商務省センサス局
- ④ 協同保健統計制度 — 保健・教育・福祉省全米保健統計センター
- ⑤ 医療扶助管理情報制度 — 保健・教育・福祉省保健管理財務局
- ⑥ 初等・中等教育共通基礎データ事業 — 保健・教育・福祉省全米教育統計センター
- ⑦ 刑事裁判総合データ制度 — 司法省法執行援助局

これら各種の協同統計事業は、いずれも、歴史的には、それぞれの連邦政府機関によって、そのときどきの必要に応じて発展させられてきたものであるから、その内容や性格はきわめてバラエティーに富んでいる。これらの協同事業のうち、もっとも長い歴史をもっているのは農務

省と労働省の事業である。農務省は州農務部、労働省は州の職業安定所又は労働部とそれぞれ協力の契約を結んで、データ収集における重複の排除と報告者負担の軽減、そして費用の節約をめざすとともに比較可能性のある州内小地域別統計を作成してきた。とりわけ、農務省と各州農務部との協同事業として行われている作物・家畜報告事業は1917年春に農務省とウイスクンシン州農務部との間で正式の協定が結ばれて以来、ニューディール農政下の諸計画の実施とともに全国に普及したものであって、この種協同事業の草分け的なもので事業の基礎も内容ももっとも安定しているといつてよい。日本でも、戦後の占領早々の時期に、アメリカの作物報告組織と相似の機構が全国にわたって一きょにつくられ現在に至っている。

しかし、日本の機構は、府県とは全く無関係に、いなむしろ、当時の特殊な事情のもとで、府県との対抗的な空気のなかで農林省直轄の出先機関を各府県に設置したというものであって、アメリカのように中央と地方の協同事業として発足したものではない。

ちなみに、日本の作物報告組織の確立は昭和21年5月に、連合軍総司令部が招いたアメリカ農務省コロラド作物・家畜報告事務所長フロイド・K・リード（Floyd K. Reed, Agricultural Statistician in Charge）によって指導されたのである。そして、リードのリコメンデーションすなわち「日本の作物報告制度改善に関する示唆」はアメリカ合衆国の作物報告組織を手本にしたもので、そのなかには農林省と県庁との事業協同についての示唆もなされていた。しかし、低米価強権供出による中央と地方の断絶と対立のもとでは、それが実現される条件は全くなかったのである。

本文のおわりに付録として、ミネソタ作物・家畜報告事務所の機構、人員、予算について、連邦と州の分担関係を示す簡単な資料をつけ加えておいた。これによれば協同事業といっても人員、予算とも連邦政府が全く主導的であることは明瞭である。

それにしても、機構・人員・予算とも全体として著しく簡素なものであることが注目されよう。これは、州単位の事務所があるだけで出張所のようなブランチももたず、調査そのものも、種類は比較的多いとは云っても、一つ一つはきわめて簡単な項目についてのメールによるサンプル調査が大部分だからである。

又、郵送報告者（サンプル農家）も自発的にその役を買ってでたものであるから、謝金も手当も受けていない。なお、州が拠出する資金の額はそれぞれの州の事情によって大いに異なる。農業州では当然大きくなる。

ミネソタの協同事業にかんする人員・予算の規模はアメリカ全州のほぼ平均に等しいとのことであった。別の報告によれば、1970年当時で農業協同統計事業の予算は農務省1780万ドルに対して47の協力諸州の総額は310万ドルとなっている。（Federal Statistics : report of the President's Commission, vol. II, 1971, p.156）

5. それぞれの分野での協同統計事業は、それぞれ固有の歴史的由来にねざして開発され展開しているものであるから著しい多様性をもっている。それらに共通なものと言えば、連邦政府と州および地方政府の相互の必要と利益にもとづいて発展してきたということぐらいである。

そこで、これらを統一的な統計制度の一環として運用しつつ整備するとともに、これに統計の総合化と調整の機能を担わせようというのが連邦政府の当面の統計政策における問題の一焦点であると言ってよい。本資料の「Ⅱ. 協同統計事業のガイドライン」は、こういう意図から作成されている。

6. おわりに貴重な資料を心よく提供されたアメリカ農務省ミネソタ作物・家畜報告事務所長カロール・ラック (Carroll Rock, Agricultural Statistician in Charge) に感謝する。
なお、本資料の訳出は喜多克己が担当した。

I 連邦・州・地方協同統計事業

1. 協同統計制度の定義と目的

連邦・州・地方協同統計制度とは、州および地方の諸機関が、全国的に標準化された統計の収集又は編集に参加する統計事業であって、連邦政府によって創始されるか又は後援されているものである。

協同制度は多数の州（および地方管轄区域）を含む参加機関相互の利益のために企てられる、そして、巾広い適用性をもつよう予定された定期的にくりかえされる性質のデータを内容とする。

連邦・州・地方協同統計制度の発展と実施に歴史的にあずかって力あったのは次の三つの要因である。

1. 議会は立法をつうじ、行政諸機関は計画化の努力をつうじ、州および地方の問題を解決するばかりでなく、全国的な諸問題の解決における州および地方諸機関の責任と役割をますます重要視してきたこと。
2. 連邦政府は国の下位段階の経済状況 — 人口の構成と特徴、国家と住民の全般的福祉を促進することを企図した計画の性質、範囲、効果 — にかんする統計的測定の改善と拡張についてますます関心を深めてきた。

地方分権（decentralization）、財源分担（revenue sharing）、地域補助金付与（block grant funding）を指向するさいきんの傾向は、相対的な必要性の評価のためにも、計画財源を効果的に目標として用いるためにも、州と地方区域にかんする比較可能性のある一貫した情報に対する要求を強めてきたこと。

3. 連邦政府も州政府も、ひとしく、回答者の負担を軽減するため、又、もっとも経済的で効果的なやり方で統計データの範囲、統一性、質、適時性を改善するため、情報の収集・生産について共同して活動することの必要性を認識してきたこと。

さらにさいきん、次のように述べた大統領指令が公布されたので、政府全体にわたって協同統計制度は一層重要視されるようになった。

「諸機関は、これに対する法的禁令が何もないかぎり、又、同様のデータについて一段階以上の政府による重複した報告を排除するのに有用であるところではどこにおいても州および州政府と協同するデータ収集計画を確立すべきである」¹⁾

1) ジミー・カーター「州および地方の交付金受領者に対する形式主義的手続の廃止」行政部局の長に対する覚書、1977年9月9日

(1) 協同統計制度の本質

一般に、連邦・州・地方協同統計制度は、連邦政府が必要とする情報の指定と事業に含まれるデータ素子の定義とを含んでいる。

州内および州をこえるデータの質と比較可能性を保証する試みがさまざまな水準でなされる。

定義によれば、それぞれの協同事業は、他の関連データの生産者を含むだけでなく、連邦政府と州機関との調整と共同参加を含んでいる。

協同制度の特色は事業に応じて異なるものであるから、上に述べた共通点よりもはるかに多様である。

たとえば、今日存在している協同制度のなかには、すべての州を均等に含んでいるもの（たとえば、労働統計局の雇用動態統計事業（Current Employment Statistics Program）もあるが、一方、協同保健統計制度（Cooperative Health Statistics System）のようなものはさまざまな程度で州を含んでいる。

それぞれの協同制度において、州の参加が多様性をもっていること理由は、全国的な参加を援助するには連邦レベルにおいて財源が不十分であること、若干の州では共同参加の要求に応じることができないこと、以前に設定されたデータの収集と編集の制度の存在が州機関以外の団体を含んでいることによる。同様に、それぞれの協同制度が扱う問題の範囲はかなり異なる。

地方人口推定の連邦・州センサス協同事業（Census Federal/State Cooperative Program for Local Population Estimates）のような事業は一個の明瞭に限定された問題を扱うが、他方、法執行援助局の刑事裁判総合データ制度（Criminal Justice Comprehensive Data System of the Law Enforcement Assistance Administration）のような事業は多くの異なった要求に応えることを企図している。

範囲と適用の相異に加えて、協同事業をとおして収集されるデータのタイプにもまた相異がある。連邦・州・地方の協同活動の主要な推力となってきたものは一般目的の基幹的統計の直接の生産ということであった。

農務省の作物・家畜報告事業（Crop and Livestock Reporting Program）および労働統計局の雇用動態統計事業という長く続いている二つの事業は明らかにこのカテゴリーにはいる。

より新しい協同の試みのなかでは、地方人口推定の連邦・州センサス協同事業、協同保健統計制度、初等・中等教育共通基礎データ事業（Common Core of Data Program for Elementary and Secondary Education）はすべてもともと一般目的の統計の生産に重点をおいている。

他方、医療扶助管理情報制度（Medicaid Management Information System）および法執行援

助局の総合データ制度は、主として、州レベルでの事業の運用と評価のために必要な行政上のデータを生産するために設計される。

さらに、より新しい協同制度のいくつかのものは、データの収集と加工じたいのほかにサービスを与えるという要素を内容としてもっている。

たとえば、法執行援助局の総合データ制度は州の統計分析センターに資金を供給するし、協同保健統計制度は特別の製表と分析を提示することによって州に対して直接問題解決の援助を与えるとともに制度の実施とデータ分析のために保健統計官の研修も行っている。

協同制度によって収集されるデータのタイプが多様だということが、この制度の後援者以外の機関構成要素が必要とするデータが、協同事業の企画と実施のなかで考慮されたり対処されることを保証する方針と手続きをまちまちにさせている。

さらに、現に後援されている統計制度をとおして機関相互の要求が提出されることを保証するために、連邦諸機関相互間で、又協同統計事業のそれぞれの後援機関相互間で調整が行われることはさいきんまでなかった。

連邦政府が後援する協同事業が州の統計上・情報上の要求と相互依存関係の点で区々であるのは、協同統計制度が連邦機関の統計上の要求に役立っている程度がまちまちであることと対応している。

医療扶助管理情報制度のような事業は、連邦政府が必要とする一層限られた一連の統計情報を生産することができるという副産物があるにも拘らず、これは明らかに州が必要とするデータを与えることを企図している。

他方、全米教育統計センター（NCES）の共通基礎データ事業は、重要だが第二義的用途として州の特定の情報要求をみたすにも拘らず、主として連邦政府が必要とするデータを標準化して作成することを企図してきた。

結局、連邦・州・地方協同統計制度の開発と運営において、とられる行政上、財政上の措置のタイプにはかなりの相異がある。

農務省の作物・家畜報告事業では連邦政府の職員が事実上、各州の事業を指導する。その他の大部分の事業では連邦政府は必要とする情報を生産するため州と契約する。

しかし、センサス協同事業では、協同機関に労力も金も与えないが必要な結果を作成するために州代表者との技術的調整と協議に依存している。

協同制度の設計に州の職員をかかわらしめる程度も、又、事業に応じて異なる。

たとえば、医療扶助管理情報制度の場合には、制度の設計は、主として、連邦政府のレベルで完成された。しかし一方、協同保健統計制度の構成に関する代替案の設計は州機関との協定をとおしてはじめて開発された。

同様に、若干の連邦機関は、協同事業の設計と実施面において本来、それらの対応する州と一対一で仕事をしてきた。

しかし一方、全米教育統計センターのようなものは、制度の発展面の不可欠な要素として、多数州の会議や全国会議を後援してきた。

連邦・州・地方協同統計制度の「関係機関と協同事業」の節で述べられるこれにかんする一そう詳しい議論は、いろいろな制度の運用面での広汎な多様性を一そうきわだたせるであろう。

(2) 問題点

連邦政府のレベルでも州のレベルでも、連邦・州・地方協同統計制度は、その運用面では多様であるが、その理論は十分に了解されている。

協同事業は回答者の負担を減ずるという要求と、連邦・州・地方レベルにおいて絶えず増大する情報にかんする需要との釣合をとるための実行可能な手段を表わしている。

しかし、協同統計活動にかんしては、特定の機関の発議の範囲内の問題ばかりでなく、連邦政府の適切な役割にかんする規定がないことを含めて、これらの計画の運営にかんするガイドラインを歴史的に欠いていることについて政府全体の注意を喚起する必要がある。

2. 関係機関と協同事業²⁾

(1) 作物・家畜報告事業 — 農務省経済・統計・協同組合局 (ESCS)

1917年以来、農務省は農業統計の扱う範囲を一そう十分なものにするため州機関と共同して仕事をしてきた。

重要な諸商品について全国と州の推定の作成を助ける作物・家畜報告事業の目的は“作業の重複と矛盾した報告の混乱を回避し、作業の有機的統一と効率を促進する”ことにある。

この制度は“連邦政府の部局は主として全国推定と個々の州の推定に関心をもっている”が、一方、州機関は“連邦政府報告計画において与えられるよりも一そう詳細な情報の収集・開発・公表に特別の関心をもつ”という事実に基づいている。

中心的な計画は中央部局によって特定され、又、それによって調整される。

補足的な州計画の多くはESCSによって用いられるデータの収集、編集、分析の手続きにしたがって全国的計画に統合される。

農業統計事業の重要な特徴は、州において事業を指導する農業統計官を連邦政府が提供するこ

2) ここでの議論は、あらゆる連邦・州・地方協同統計事業について包括的な記述を与えることを意図しない。協同事業の範囲と多様性を説明するため主要な活動に光をあてる。

とである。

協定の条項は、全国政府が彼等に「主任統計官」(Statistician in Charge)として、その所属の従業員の責任をとらせることによって、各調査で利用される統計技術と操作についての管理を持續するという形式上の枠組を制定している。

農務省 ESCS は 48 の関係諸州において、作物・家畜報告事業に責任をもつ約 400 の現地駐在の専門官 (field-based professionals) を持っている。

主任統計官はサンプリング計画やあらゆる調査設計にかんする技術的援助を ESCS 本部からうけることができる。

この事業のユニークな特色は若干の州での連邦政府に対する資金の提供である。

個々の州の協力契約の条項によって支払われるこれらの資金は、全国的必要のほかには州によって必要とされる州下位 (郡レベル) のデータを収集し処理する追加的費用を償うため ESCS の統計部により使用される。

(2) 雇用動態統計事業 (Current Employment Statistics Program) — 労働省労働統計局 (BLS)

雇用動態統計事業は、州および連邦レベルでのデータ収集活動の重複を排除し、収集された情報の比較可能性と適時性を高め、さらに、調査の適用範囲をできるかぎりひろげて事業所数を最大にすることを意図している。

この協同事業の下で、全国、州、地域レベルでの雇用、労働時間、賃金にかんする月別データが生産されるし、これが、最新の経済活動の水準を測定したり、また、このような活動の方向についての変化を予測するのに利用されている。

詳細な産業シリーズは、労使賃金交渉、長期協約のエスカレーター条項における労働費に対する調整、地域分析、工場立地計画に利用される。

賃金データは、又、最新の個人所得および国民総生産 (GNP) の推定にとって重要である。

農務省と同じように労働省も、その目的を達するための重要な戦略として州レベルに職員を置いている。

雇用訓練局 (Employment and Training Administration) と労働統計局は共同して州の職業安定所 (State Employment Security Agencies) の約 400 のポストに資金援助をしている。

これらの人々はデータの収集と編集および非回答者に対する追跡活動を仕上げるのに責任をもっている。

これに加えて、労働統計局は、その各連邦地域事務所内に平均して 2～3 名の専門家をおいている。

この地域職員は、調査に関する技術的質問に答え、州の調査方法論の適用を監視する新しい州職員の訓練に責任をもっている。

全国部局の職員は、計画の管理を準備し、訓練を行ない、全国のサンプルを処理し、全国推定を点検・分析し、データと新しい分析技術を普及する。

雇用動態統計事業に加えて、労働統計局は多くのそのほかの協同統計活動を援助している。

失業保険法関連の雇用・賃金計画（Employment and Wages Covered by Unemployment Insurance Laws Program）は、失業保険制度の行政記録から、郡、標準首都統計地域、州、地域、全国レベルについて詳細な産業別の雇用と賃金にかんする労働市場情報を与える。

雇主から当然支払われるべき税金のほかに失業保険税を余儀なくされる賃金についてのデータもまた報告される。

雇用データは雇用動態統計事業のベンチマークとして役立つし、賃金データは個人所得とG N P推定を作成するのに利用される。

この報告は、また、保険統計の研究、最高週給付金額と被保険失業比率の決定を含む失業保険事業の管理の統計的基準として役に立つ。

毎月の雇用と四半期の賃金の情報は、失業保険法に含まれる約400万の雇用主から州の職業安定所によって四半期ごとに収集され要約される。

雇用訓練局は、州の職業安定所に対して、雇主報告の要約を加工し、製表し、編集し、点検するために300のポストを与えると共にコンピューター費用の資金を与えている。

労働統計局は、連邦地域事務所12のポストを与えて州職員を訓練し、技術上の質問に答え、基準を施行する。

これに加えて、全国部局の26のポストは計画の管理と手続きを準備し、全国の産業の要約を加工点検し、訓練を実施し、データと新しい分析技術を開発しひろめている。

もう一つの労働統計の事業である労働異動統計調査（Labor Turnover Statistics Survey）は鉦工業において、雇用主の給料支払名簿への追加と離脱の比率にかんする情報を与える。

これらの推定は、企業にとって個々の工場の実績を測定する判断基準として、立案者にとって、労働力および就職口の市場分析のため、又、政策作成者にとって、合衆国雇用施設の職業紹介に対する介入の経済指標および測度として利用される。

州の職業安定所は、毎月、月間の労働異動行動にかんするデータを収集するため、約4万の事業所サンプルに質問票を郵送する。

これらのデータは編集され、全国推定の準備のため労働統計局に送られる。

同じデータが州と地方の推定準備のため、州の職業安定所によって利用される。

雇用訓練局と労働統計局は、共同して、州の職業安定所の中に59のポストを置いて調査を行っ

ている。

労働統計局は、又、連邦地域事務所に15のポストを与えて州の職員を訓練し、技術上の質問に答え、標準を実施している。

全国部局の職員は事業を監督し、訓練を行ない、全国サンプルを処理し、全国推定を点検、分析し、データと新しい分析技術を普及させている。

地方区域雇用・失業統計事業（Local Area Employment and Unemployment Statistics Program）は、州と地方区域別の雇用と失業の信頼しうる毎月の推定の展開を容易にしている。

これらのデータは、総合雇用訓練法（Comprehensive Employment and Training Act）およびその他の立法による資金分配の基礎となる。

地域失業率は各種の連邦援助計画を受けるべき高失業地域を確定するのに利用される。

この事業は、又、企画立案と分析のための地方労働力と失業傾向にかんする情報を与える。

州の職業安定所は、毎月、失業保険請求にかんする行政記録を利用して、失業の複合的推定を展開している。

これらの推定は、毎月、照合できる10の州をのぞいて、人口動態調査（Current Population Survey）から得られる州全体の失業水準の年基準でのベンチマークとされる。

雇用訓練局は、あらゆるレベルの推定を準備し、労働統計局に対して最終生産物を伝達するために州の職業安定所のスタッフに資金を与える。

労働統計局は、連邦地域事務所に27のポストを置き、州の職員を訓練し、活動を調整し、技術的援助を与え、標準と手続きを施行している。

全国部局の職員は事業を監督し手続きと方法論の改善を開発し、データを点検分析してデータの送達と公表を監督している。

おわりに、労働統計局は、職業安全保健法（Occupational Safety and Health Act）によって要求される雇用主記録記入条例（employer recordkeeping regulations）と政府統計活動とに責任をもっている。

この法律は、もし労働長官が、その計画と特定の個条の実績に満足するならば、州が基準と施行についての責任を取りうると規定している。

統計上の機能は、そのほかのものから当然独立と考えられる。

職業安全保健制度は傷害と病気を記録する。これらの統計は雇用事業所の性格別に職業安全保健法の管理を証拠だてる。

これらは州別に、統計上の機能を果すうえでの決定と州の業績の評価を援助する。

この情報は、また、民間の安全と保健の活動を援助する、そして、この基本記録は、雇用主、従業員、政府承認の職員に、個々の事業所の経験を知らせるために準備される。

記録の記入と統計制度にかんする一般的計画や特定の定義すらも法律で指定されているが、細部の多くは、データの生産者や利用者との協力だけでなく州の代表者との協力のもとにととのえられてきた。

労働統計局は、手引、様式、指導、会議を準備する。

参加する州は、統計計画を発展させる費用の90%および、運用費の50%の連邦補助金を受けとる。

(3) 地方人口推定の連邦・州協同事業 — 商務省センサス局

地方人口推定のための連邦・州センサス協同事業は、センサス局およびセンサス局と協力するよう州知事によって指定された州の機関とによって、共同して準備される郡人口推定にかんする年次系列を開発するため1967年にはじめられた。

この事業の特定の目標は、地域ごとに比較可能性をもった一貫した一連の推定を作成すること、全国的な包括的体系をめざす進行中の推定事業の範囲を拡大すること、推定方法、データ収集手続き、データの編集と審査技術の改善によって推定の質を保証すること、そして、競合する推定をやめさせることによって現在人口推定をめぐる混乱に終止符をうつことにある。

データは、センサス局によって、そのほかの地理的区分の系列にかんする製表のために収集される市や町や小行政区画のデータとともに、協同機関によって郡および州のレベルで収集される。

データの編集と審査はセンサス局と協同機関の両者によって行われるが、推定は二三の州をのぞいて、究極的にはセンサス局によって開発される。

その結果として得られる推定は、州機関によって地方的に公表される郡レベルの数字およびセンサス局によって公表される全国数字とともに、共同して審査される。

この協同事業では州に対して特別に配分される資金は何もないが、データの点検を企て推定をひき出すためのコンピューター・ソフトウェアと処理のために要した時間のほかにデータの収集と編集にかんして、センサス局から人員の援助、技術的協議といった種類の援助が与えられる。

1960年代おそくに、この事業が始まって以後、1970年センサスの結果についての方法の広範な点検をへて、事業の性質はいくらか巾の広いものになった。

これは主として次の二つの情勢の進展の結果として生じたのである。すなわち、郡レベル以下の行政管轄区域について人口推定を必要とする1972年の一般財源分担立法（general revenue sharing legislation）の施行と、総人口の集中とは遠くはなれている協同諸機関の側での関心の多様化である。

後者の情勢の進展の結果として、郡レベル以下の地域の人口予測と推定技術、郡人口の特徴、

州人口推定の関連論点を提出する特別委員会を作ることになった。

これらのすべての分野における諸活動の結果、当初の事業の範囲と性格が拡大した。

しかし基本的枠組みは州政府との一般的連絡のための手段として役立っているし、追加された責任の根拠および州と地方区域を含む新しい計画を与えている。

—そう最近では、センサス局行政統計部（Governments Division）は郡、市、郡区にかんする租税と諸政府間にまたがる財源のデータを得るための協同事業を発展させ実施してきた。

これらのデータは、連邦一般財源分担と不景気予防財政援助計画（antirecession fiscal assistance programs）の条項による割当てを計算するさいに利用される。

会計検査官（Comptroller）、監査役（Auditor）かあるいは地域社会部（Department of Community Affairs）という州の部局が一般に必要なデータを準備する。

データの編集は、租税および諸政府間にまたがる財源の分類と定義の観点から最大限の統一性と正確性を保証するため、行政統計部との密接な協議のもとに、通常は、これらの部局により行われる。

回答者の負担は減少してきたし、データの統一性は、現在、センサス局に直接に必要な情報を与えている20の州では増大してきている。

この事業に対する連邦の援助は、主として、分類の問題を解決するうえでの技術的助言と援助とから成る。

いくつかの州において、センサス局は第一年目の開始費用として州機関にほんの僅かな資金を配分した。

この事業を拡大するため、非参加の諸州の係官との討議が継続されている。

(4) 医療扶助管理情報制度 — 保健・教育・福祉省保健管理財務局

医療扶助管理情報制度は、1972年に制定された法律（公法92-603）によって根拠を与えられた。

州レベルでの自動化システムに維持されている最小限のデータ素子の仕様を含めた全体の制度設計の開発は連邦政府レベルでの請負いによって完成された。

州の職員は、その代り、種々の制度の設計や開発の契約者による研修をうけ、州の提案した制度開発手続きを詳述した個々の州の計画を提出する責任を負っている。

州の計画にかんする承認を受けると、当該機関は制度開発活動の実施に要する費用の90%をうけとる資格ができる。

この資金は、1974年までは増額した連邦財政補助を利用できなかったが、法律は、もし州が承認された設計仕様に適合する制度を開発するならば、州に対して1972年にさかのぼって相応

の資金を受取ることを認めている。医療扶助管理情報制度は、データの質を改善し、事業の管理、監視、企画のための情報の利用可能性を高めることが期待されている。

応分の開発資金に加えて、法律は制度の運用費として、州に対し、その費用の75%を供与することを認めている。この援助はその運用上の制度設計と成果について、保健管理財務局による認可をえたうえで州にとって利用可能となる。

(5) 協同保健統計制度 — 保健・教育・福祉省全米保健統計センター

協同保健統計制度（CHSS）は保健統計の作成にかんする各種レベル政府間 — 国，州，地方 — の提携の枠組を与えるために設計されるものである。全米保健統計センターは、収集されるデータの質と比較可能性を保証し、この制度によるデータ収集費の連邦負担を与えるため国家の諸機関の間および連邦政府と州の公・私機関との間の活動を調整する指導部たる法的責任を負っている。

協同保健統計制度の特質は次の点にある。

- a) 行政上、統制上、統計上の目的に役立つ共通のデータ収集として役立つこと。
- b) 公的機関と私的機関の双方をデータの収集と制度の管理に関与させること。
- c) 地方、州、国の機関にデータを共有させること。
- d) データの源泉と情報の一次的利用者に一そう接近したところにデータの収集と加工を分散させること。

協同保健統計制度によって作成されるデータは、国、州、地方のレベルでの保健サービスと保健施設の企画、供与、統制、評価に関心があるか又は関係をもっている広い範囲の公的、私的機関、組織、個人によって利用される。

協同保健制度が十分に展開され施行されるならば以下のことが期待される。

- a) 生命事象、保健関係労働人口と保健施設、保健サービスの利用と財政さらに関連諸要素について比較可能なデータを国、州、地方の諸機関と諸組織に提供すること。
- b) 最大限の比較可能性、完全性、正確性、適時性をもち不必要な重複を排除するよう国、州、地方の保健データ体系を調整するうえで指導的役割を果たすこと。
- c) 連邦政府が、その基本的な保健統計体系を改善し重複を回避するさいの主要なメカニズムとなること。
- d) 保健データにかんする広範な利用者のデータ要求をみたすこと。
- e) 全米保健統計センターおよび主要なデータ生産者との合意の上で、州議会、知事、又は適当な州の公的機関が係官によって公的に指定された保健統計センターを各州にもつこと。

各州のセンターはデータ分析の能力をもつだろうし、定期かつ適時に分析を用意し普及させるであろう。

このようなセンターは協同制度の一つ又はそれ以上の構成部分に対して一次的なデータ収集活動にかんする直接の責任をもつであろう。

あるいは、他の機関によって収集されるデータにかんして指導機関又は調整機関としての役を果たすであろう。州のセンターは、又このようなデータを加工するか、あるいは他の機関から加工を請負うであろう。

このセンターは、このようなデータ・テープや必要ならば利用者によるほかのデータを利用できるようにするであろう。

現在までに44の州、D. C.、プエルトリコが協同統計制度のすくなくとも一つの構成部分の開発又は実施に参加してきた。

1977年の終りには、37の州が人口動態統計の構成部分となり、39の州が保健労働人口、37の州が保健施設の構成部分となっていた。

14の州が、通常、州保健統計センターの形で調整活動を確立していた。参加機関に対する連邦の援助は、主として財政手段の形で州との契約により供与される。

契約は、はじめは構成部分ごとに作成されていたが、さいきんでは、センターは多数の参加機関と多数の構成部分の契約を開始している。

(6) 初等・中等教育共通基礎データ事業

— 保健・教育・福祉省全米教育統計センター

共通基礎データ事業 (CCD) は国民の教育制度にかんする情報の範囲、質、適時性を改善する目的で初めてなされる総合的な活動である。地方学校制度、中間教育機関、州教育機関にかんするこのセンサスは1977-78、1978-79学年度の間に、さいしょの施行をめざして計画されている。全公立学校の登録者数、スタッフ、財政、施設にかんする情報を全学校区から与えることによってカレントな初等・中等一般情報制度に代替するよう設計されている。共通基礎データ事業のために計画された調査様式と州がすでにその学校制度から必要とした報告との間のデータギャップを確認するため、又、共通基礎データ事業と州の教育機関の用語や定義の間の比較可能性を評価するための適切な研究が行われてきた。共通基礎データ事業は、連邦、州、地方の職員により要求されるデータを含む総合的な一般目的のデータベースとなるよう設計されている。

州の教育機関によって保持される記録からの系統的なデータ収集は、地方の教育機関の負担を軽減し、利用者に対して一そうタイムリーなデータを与えることを意図している。

データ作成の分担費用として州教育機関に与えられる財政援助の規定は、データ収集の迅速さ

と質の改善を意図したものである。

地方機関、中間機関、州機関のためのデータを作成する協定が州の教育機関と協議されている。標準的な用語の採用と効率的で比較可能性のあるデータ体系の開発を促進するための援助計画が全米教育統計センター（NCES）によって行われつつある。

これらの計画には州レベルの専門家や教習者の養成、地域セミナー、州間の技術要員の交換のための手引を完成させる研究会を含んでいる。

これに加えて、全米教育統計センターは、比較可能なデータが全国集計のために迅速に報告されるようデータの収集と加工の体系を改善する実行過程の資金を州に与えている。

(7) 刑事裁判総合データ制度

総合データ制度は、さいしょ、州政府と地方政府に企画、管理、評価の統計データを作成、分析するメカニズムを提供するために設計され、副産物として、犯罪や裁判の執行について必要な全国的データを連邦政府に提供した。この事業がはじめられるまでは、州や地方レベルにおいて利用可能な裁判の執行にかんするデータは殆んど何もなかった。

総合データ制度に参加するためには、州は統計分析センターを設立し、犯罪人ベース処理統計（Offender-Based Transaction Statistics）計画を開発し、統一犯罪報告（Uniform Crime Reports）に対して責任をもち、処理・管理統計計画を制定し、参加している地方機関に対して技術的援助を提供する計画を立てなければならない。

統計分析センターは、総合データ制度にかんする州のすべての活動を調整することに責任をもち、各々の州の政策作成者に対して分析能力を提供することが期待されている。これらのセンターは、現在36の州で設立されており、総合的な企画を援助するため刑事裁判にかんする州の企画機関にデータを提供している。

犯罪人ベース処理統計計画は、重大な犯罪で逮捕された人間にかんする総数の統計を提供し、その犯罪人が刑事裁判制度を通過するときに犯罪人グループのもつ特徴が分析できるように設計されたものである。

州の犯罪人ベース処理統計データを利用する全国報告は1979年に開始するよう予定されている。それは刑事裁判制度の実績を評価し、矯正活動を計画する基礎を提供するため利用できる情報を生み出すであろう。

そのデータは州機関によって収集され、市、郡、州レベルにかんする情報を作成するため全国レベルに伝達されるであろう。

統一犯罪報告制度は現存の刑事裁判統計事業のうちもっとも古いものであるが、1972年に総合データ制度に組み入れられた。

この変更によって、州の当該機関は警察に知れた犯罪、逮捕者、逮捕によって解決された犯罪、法執行職員、殺害された法執行係官、その他法執行にかんする諸局面のデータの収集と標準監査制度の導入を含めた品質管理に対して責任を負うことになった。

この制度をとおして連邦捜査局（FBI）に提供されるデータは合衆国における犯罪にかんする年次報告を生み出し、法執行計画の運用、管理、企画について州と地方の機関を援助している。

総合データ制度の構成部分をなす処理・管理統計計画は州の制度を説明し、必要な情報を提供する計画を開発するために、データにかんする、内部の要求を点検するメカニズムを州に与えるものと期待されている。

法執行援助局のデータ要求の多くは、現在、センサス局によって収集される情報に依存しているが、将来においては、州の計画により供給できることが期待されている。

総合データ制度に参加する州や地方に対する資金は1973年の総合犯罪管理法（Omnibus Crime Control Act of 1973）の三つの条項にもとづいて与えられている。

統計分析センターの開発と運営のための州に対する補助金は全国刑事裁判情報統計サービスのため利用しうる財源から与えられる。

これらの資金は連邦政府が必要とするデータを作成する州レベルの中心スタッフの支援に使われる、又、その他の財源と合わせて、州参加機関の会議ばかりでなく計画構成要素の開発のための契約に使用されている。

州レベルでの総合データ制度の構成部分の運用は、総合犯罪管理法の二つの追加条項にもとづく裁量による支出可能資金によって援助されている。半額補助として州に与えられるこれらの資金は総合データ制度の多様な計画構成部分を充足するために使用されている。

3. 政策上の勧告³⁾

これまでの議論から、現在の連邦、州、地方協同統計制度は、個々のにも又、全体としても、州及び連邦政府の多様な統計上の必要にこたえるものであることは明らかである。

しかしながら、現在、存在している諸事業が、連邦政府レベルでの、なんらの一般的な政策上のガイドラインももたずに諸機関ごとに展開されてきたという事実も同様に明らかであるところである。

諸協同事業の間には、提出される連邦機関のデータ要求の範囲とタイプの点で、制度の運用と

3) 本章の勧告は統計方法論にかんする連邦委員会——連邦・州・地方協同事業小委員会の作業から大いに恩恵をうけている。

小委員会により開発された協同統計事業のガイドラインは本章の付録(本資料のII-訳者)に収めてある。

基準にかんして機関が行使する統制の点で、又、参加機関に対する援助の水準とタイプの点で、かなりの相異が存在する。

これらの相異にもとづいて一連の問題点がひき出されるのであるが、それらは担当諸機関との協力のもとで連邦統計政策基準局（OFSPS, Office of Federal Statistical Policy and Standards）により対処されねばならないものである。

なによりもまず第一に、協同統計事業に対する連邦政府の適切な役割と連邦政府の責任の限界が明確にされねばならない。

現在、協同している諸機関（州や地方）に対して連邦諸機関から与えられている援助のレベルとタイプは著しく不同である。

援助のタイプには、人員、資金、コンピューター・プログラミング援助、技術的勧告と援助、研修計画などがある。

連邦援助の適切な水準あるいはタイプについても、又は、制度参加機関による責任の適切な分担についても一貫した政策がない。

連邦政府の役割と責任にかんする規定には、少くともつぎの方針が含まれねばならない。

- 協同制度がデータの利用とくらべてデータの生産に重点をおくべき程度
- 州や地方区域のデータに対して連邦政府にとって必要のないデータが組み込まれるべき範囲および、それらのデータの生産と使用に関して連邦政府が負担する関連費用
- 連邦・州・地方レベルでの協同事業参加機関の間の労力、費用の適切な分担、これを決めるには、制度の発展と制度の維持に対する連邦政府の適切な役割に注意を向けねばならない。

連邦の立法上および行政上の必要が、計画の立案、資源の割当、評価のために、国の下位地域に特有なデータの作成をますます呼び起こしている。

しかしながら、ほとんど例外なしに議会および責任を負うべき連邦機関は、必要とする情報の収集と分析のために国の下位の管轄区域に対して資金を割当ててをしてこなかった。

受益者は連邦政府の資源を獲得するのに必要なデータの作成費を進んで支払うべきであると論ぜられるであろう。

しかしながら、州や地方の間には、管理費（資料収集費のような）が過度であり、計画の適用、釈明、評価のために必要なデータを生産する負担が、連邦の援助を得ることによって受益機関に生じるであろう利益より重いようにみえるときには、重大な社会問題に対処するよう予定された連邦の援助を拒否する傾向がつかよまってきている。

さらに若干の州や地方区域では必要とされる業務を実行するのに技術的な資源をもたないかも知れない。

それ故、連邦政府に必要な統計を作成するための各種の政府レベルの間での責任の適切な分担は、それらの機関がデータの生産に責任をもたされるのならば、国の下位地域に対する財政上又は技術上の援助の条項を含まねばならない。

限られた予算上の財源という環境のもとで、連邦・州・地方協同統計制度が、個々のにも、又、全体としても運用される必要があると見込まれるならば、連邦政府のレベルからの後援又は支持をうけているほとんど際限のないような活動のなかで優先順位を設定する必要がある。

かくて、担当の連邦諸機関は、それぞれの連邦機関によって指示された最小限のデータ群をすべての州にとって生産できるようにする活動に最大の重点を置くことが望ましい。

この重点に結びつけて、連邦機関は州や地方が自らの要求をみたすのに必要な一そう綿密に仕上げた制度を制定するにあたり連邦政府の開発の結果を利用するように、データ体系の設計のさいに、それらに対応する州や地方と協力するようひきつづき率先性を発揮するべきである。

連邦政府が必要としないデータは、州によって個々に組入れられるべきであり、それらの作成と使用の費用は、そのような費用が州自身の内部処理のために生じたものであろうと、又は、全国レベルでは必要でない州の情報を処理するため連邦政府により後援されている制度を使用した追加支出のため生じたものであろうといずれにせよ州によって引き受けられるべきである。(この勧告は地域補助金 (bloc grant) 又は、その他の財源として州の行政のために利用するよう連邦政府によって与えられた固有の財源を州機関に使用させないようにするものであると解釈するべきではない)

協同制度にかんする連邦政府の後援機関はつぎの点に責任を負うべきである。

- 連邦統計報告の要求を満たすために必要なデータの特定
- 各州間の比較可能性を確保するため、州との協力のもと、データ基準や用語の定義の開発と普及
- 比較可能の基礎の上で、州や地方の情報ばかりでなく全国の情報を作成しうる総合的な州データを与えるための方法論の開発
- 協同制度により必要な統計データを作成するうえで欠くことのできない行政記録を標準化するのに必要な州および地方の作業の支援
- データ体系の一貫した実施を保証するために必要なセミナーや研修会の後援
- 連邦政府により指定された要求や基準に州がすんで応じるように制度の発展と運用を支援するのに見合った資金の供給
- 州により与えられるデータが作成者にとって最大限に利用されることを保証する専門的に研究された分析及び報告を開発すること

州と地方機関は協同制度の全局面の展開に参加するべきである。そして、連邦からの援助の条

件であるデータの質の管理やその他の基準を満たすことに責任をもつべきである。

州と地方機関は、協同制度のデータを国のレベルの下位段階で一そう有用なものとする改変にかんする勧告を準備するべきである。

第二に、各連邦政府機関は、その連邦・州・地方協同統計制度を、当該機関の全体的な統計事業と体系的に統合することを保証するメカニズムを確立するべきである。

協同事業は分離して特別に設立された当該機関の統計センター単位ごとに関係され実施されてきたばかりがあまりにも多い。

この結果、個々の協同事業が後援機関の適切な統計上の要求にこたえるように設計されなかったのはもちろん、考慮されることすらなかったのである。

州にとっては、それらは、いわゆる「協同事業」の要件ばかりでなく、当該機関のその他の事業の要件をも満たすよう企図されてきたので、この形式は多くの困難をひきおこした。

さらに問題なのは、連邦政府により要求される行政上のデータを協同制度の範囲からほとんど組織的に除外してきたことである。

こうして、州や地方政府のレベルでは、データの作成者は、同一の連邦政府機関について、時には重複し、また、しばしば別個に定義されたデータ群の収集や提供を要求された。

協同統計制度を後援している各連邦政府機関は、必要ならば、行政上、計画上の再整理を含めて、このような状態をとり除くため必要な措置を講じなければならない。

第三に、一般的な又、各機関特有のガイドラインと基準を開発し、協同統計事業によるデータ収集のために適用するべきである。

現在、多くの連邦・州・地方協同統計事業は地方のレベルでは、異なった概念と範囲で収集されたデータに依存している。

連邦政府が必要とする情報を得るためにこれらの事業を利用するばかり、データの質或いは適時性がそこなわれてはならない。

連邦・州・地方統計制度の効果的な設計は各州間のデータの比較可能性を保証する手続きを含まねばならない。

それぞれの連邦・州・地方協同統計制度において、参加している州および地方政府が必要とするデータの生産において、従うべき定義、質、適時性の基準を規定しようとする若干の試みがなされてきた。

しかし、これらの基準の完全性と多様な協同事業の運用へのその適用は一樣ではなかった。

このような基準の開発は、協同事業に参加している連邦および州機関の責任でなければならない。

収集と編集の過程において、このような基準を守ることが統計的情報の生産のために連邦の援

助を受けるための州の適格性の必要条件となるべきである。

最初の記録をとる段階で州又は地方の要件を、国の基準と一致させることができない場合には、編集又は分析過程において全国推定および各州間比較が確実になされるように横断的歩道を作る準備をするべきである。

州の運用が指定された基準をみたすのを監視し基準が適用され充足されるのを保証するため、必要な研修と技術的調整を与えるスタッフを州が利用できるようにするべきである。

第四に、各々の連邦政府機関は、州が必要とする技術的、財政的な援助の性質と範囲を決定するための基準として、その協同統計事業の状況を点検するべきである。

最近、連邦統計政策基準局（OFSPS）が行った協同統計制度にかんする点検によれば、連邦政府の後援するいろいろな事業に参加するには諸州の能力に大きな相異のあることが明らかにされている。

すべての州を、要求される最小限のデータ群を提供できるようにするためには、個々の州の問題に対処するよう重点を変え、援助と資金についての主体性を確立することが必要であろう。

第五に、連邦統計政策基準局は、知識を交流し、上手な作戦と未解決の諸問題を分担し、そして、それが妥当ならば、協同統計事業を後援しているいくつかの連邦諸機関の活動を調整するための継続的メカニズムを確立すべきである。

これに加えて、協同制度にかんして連邦政府レベルに対する州レベルのインプットを調整するため各州内に中心的組織を設立するべきである。

協同事業にかんする問題の多くは、個々の機関にとって特有のものであり、連邦政府と州政府のそれぞれの参加機関によってもっともよく処理される。

事業の開発や運用の点にかんするその他の困難は、これらの活動にかんする参加機関の適切な範囲と、それぞれの責任にかんするガイダンスがないために生じたものである。

しかしながら、たとえこれらの要求のすべてがみたされたとしても、州や地方の活動と機能にかんして全国的に標準化された情報の収集と編集への共同参加の成功的運用には一定の障害が残るであろう。

これらの問題は、いくつかの協同事業について連邦政府レベルでの調整を欠いていること、それに、州レベルでの連邦・州・地方協同統計制度の要求と運用を点検したり評価する集中した活動をも同様に欠いていることから生じている。

その結果は、連邦レベルでは、その他の、連邦政府により後援された事業の内容や構成に関係している機関の役割にかんする知識の一般的不足となる。

州レベルでは、いくつかの事業の間で連邦と州との調整を欠いているために種々の連邦諸機関によるデータに対する不統一で重複した要求に帰着したことが明らかである。これらの諸問題

に対処するため、連邦統計政策基準局、後援する連邦諸機関、および、州と地方の関係機関はともに協力せねばならない。

4. とるべき措置

連邦・州・地方協同統計制度に関連する問題の範囲と、その解決のためのガイドライン、計画、運用メカニズムの開発は、連邦統計政策基準局と担当連邦諸機関の側での協力活動がなければ検討することも対処することもできない。

同様に、州および地方レベルでのデータ作成者の共同参加は、どんな政策を発展させるにしても又は実施を成功させるにしても欠くべからざる前提条件となろう。

連邦統計政策基準局は、いままで述べてきた多くの諸活動において、指導と調整の役割を引き受けるべきである。

担当の連邦諸機関は、それらの現状を評価し、取組むべき要求に対して実行計画を準備し、必要な諸改変を行ない、連邦統計政策基準局やその他の機関と共に最適な解決に到達するよう協力せねばならない。

連邦・州・地方協同統計制度を強化するうえで必要な活動は前節に示唆されている。

担当責任機関は勧告された政策を検討しなければならない。同時に、連邦統計政策基準局は提案されている各省庁間の作業グループを構成し、このグループ及び個々の諸機関と協力して必要な様々な検討を行ない、将来のための明細な修正を系統的に述べるべきである。

諸機関の統計事業にとって、連邦・州・地方協同統計制度が欠かせないものであることを保証するために各責任担当機関は以下のことをなすべきである。

- 重複をとり除き、諸定義を標準化し、連邦政府の要求する情報を統合するために、必要ならば、その協同制度のデータ要件を機関によって要求されているその他の一般統計と比較して分析すること。
- 重複する要求をとり除き、協同制度を通して機関の連邦計画管理のために必要なデータの統合的収集計画を開発するために、機関の計画管理データ収集活動を検討すること。
- 一般的及び管理上の統計要求が、機関の協同制度に統合されるのを保証するよう、必要ならば、機関内に継続的なメカニズムを設立すること。

協同事業における基準の開発とその適用の要求に対処するため、各省庁間作業グループは連邦・州・地方協同統計制度の資金供与と運用のみたすべき基準にかんする一般的ガイドラインを作成するべきである。

このガイドラインに基き、各機関は次の措置をとるべきである。

- 基準の展開の状況を検討すること

- 欠けていると思われる分野に基準を展開するのに必要な活動を開始すること

- 州の参加の条件として、その基準を協同事業の運用のなかにくみこむこと

政策レベルにおいても、技術レベルにおいても、協同統計事業を成功的に展開するために、連邦と州のレベルの間で、又、各州の間で協力関係を発展させねばならない。

各州の内部に、それぞれの連邦政府後援機関との特定の協同事業を調整するための中心的組織がなければならない。

協同事業にかんする州の連絡機関は、制度の運用を管理し、援助にかんする問題と要求について連邦政府後援機関やその他の州と連絡するばかりでなく、定められた基準がみたされていることを保証するうえでの究極的な責任を負うべきである。

州が必要とする技術的、財政的援助の性質と範囲を決定するため、協同統計事業の運営に責任をもつ各々の連邦政府諸機関は以下の措置をとるべきである。

- 連邦・州・地方協同制度の州レベルでの実施状況を評価すること

- 州レベルの職員と協力して、定められた制度の実施を妨げている諸問題と諸要因を解決すること

- 必要な援助が与えられるような方策を決めること

- 州に対して必要な援助を与えるための計画を開発し実施すること

協同事業に関連した各省庁にまたがる関心事と諸問題に対処するために、又、あらゆるレベルでの費用と負担を最小限にするために、以下の事項を勧告する。

- 連邦統計政策基準局は、継続中の、又、提案された協同事業の両方について、その状況と内容を定期的に点検するため、協同統計事業を後援している主要な機関の代表者を含む省庁間作業グループを設立すること

- 連邦統計政策基準局の主催する作業グループは、知識の交流、上手な作戦と未解決の諸問題の分担、いくつかの機関の事業における重複や欠陥を明らかにするための中心機関の役割を果たすこと

- 省庁間の作業グループは、協同統計事業に対する修正の実施を勧告し監督すること、そして、協同制度によって得られるデータを最大限に利用する方法を発展させること

協同制度に関する州および地方の諸問題を体系的に明らかにするため、さらに以下の事項を勧告する。

- 各省庁にまたがる諸要求と諸問題にかんする州レベルの展望を定期的に与えて解決の展開に資するため、各々の州に中心的な組織を設立すること

- 省庁間の作業グループは、組織的に連絡して計画を進展させ実施すること、そして、指定さ

れた州の代表者と定期的に協議すること

このメカニズムを通して明らかとなった関心事や勧告は、連邦統計政策基準局の指導のもとで提案された各省庁間の作業グループによって対処されねばならない。

各省庁の内部では、機関の一般的な、又、計画管理上の統計活動についての点検の結果、いまままで独立していた制度で統合に値するもの、それとともに、削減に値する重複した要求が明らかになるであろう。

省庁間では、いくつかの協同事業の内容にかんする提案された検討を十分やった後で、連邦統計政策基準局は、連邦政府後援機関および州と地方のデータ作成者と協議のうえ、必要な場合には、改善策を勧告せねばならない。

Ⅱ 協同統計事業のガイドライン

1. 協同制度の目的と内容

連邦・州・地方協同統計制度は「州および地方の諸機関が、全国的に標準化された統計の収集又は編集に参加する統計事業であって、連邦政府によって創始されるか又は後援されているものである。協同制度は多数の州（および地方管轄区域）を含む参加機関相互の利益のために企てられる、そして、巾広い適用性をもったよう意図された定期的にくりかえされる性質のデータを内容とする」と定義されている。

この定義から、協同制度の目的、範囲、内容に関する多くの原則がひき出される。

1. 連邦・州・地方協同制度という概念は、州および地方の諸機関が、全国的に標準化された統計の収集又は編集に参加することが必要なばあいにはいつでも追求され促進されねばならない。

どの連邦政府機関においても、州及び地方区域の推定をなしうる新規の又は修正された統計シリーズの開発を考えようとするならば、それを協同事業にくみいれる可能性について州・地方の担当官と共に考察し研究することが絶対必要である。

2. 協同統計制度は、参加諸機関（地方、州、連邦）の相互の利益を目的として開発されるものでなければならない。統計データの収集又は編集に、州又は地方の諸機関を含まない計画は協同事業に分類するべきではない。

又、連邦政府の要求にのみ役立つ事業も協同事業には分類されない。とりうべき方法についての綿密な検討をへたうえで、協同事業を設定したとしてもそこに、何ら相互的な利益のないことが結論されるならば、問題のデータ収集活動は、ひきつづき連邦政府の制度として行われるべきである。

3. 協同制度は、地方の諸機関の十分な参加のもとで設計されるべきである。協同制度が地方のデータ要求を、どれほど広くみたすべきか、みたしうるか、又、みたしているかについて検討が行われねばならない。

このことは、基本的なデータ体系が地方のデータ要求をすべて組み入れるように設計されるべきであるということの意味しない。むしろ、連邦と州のデータ構成は、地方のデータ要求が、妥当なものであるならば、適切な機関に組み入れるように開発されるべきであるということの意味している。

4. 包含事項が各州間の比較と交流を増進するか又は、連邦あるいは州レベルの政策作成者にとって必要なものであるならば、共通な州のデータ要求を定期的に検討して、このような要求を協同制度へ組み入れるべきである。

この検討には、州と連邦政府機構が提携して共同であたるべきであり、その結果は協同制度に対する変更の勧告となるはずである。

5. 協同制度は必要な情報の源泉として標準化された地方行政データをもっと十分に（もっと広く）利用するよう努めるべきである。

それらの利用を促進するガイドラインを連邦政府のレベルで公表するべきである。

行政記録制度の副産物として得られるはずの基礎的データは、必要ならば、特別の調査活動によって補足されるであろう。

協同制度は、できる限り、大本の出所で容易に入手しうるデータを収集するべきである。必要な場合には、データ作成者による本来のデータ収集を要求するのに先だって各州間のデータの比較可能性を達成する手順を、開発するべきである。

6. いくつかの連邦機関が、同一の回答者の単位からデータを要求するばあい、連邦統計政策基準局が適切な連邦後援機関を決める裁決者の役を果すべきである。一つの連邦機関内の複数の協同制度は、一つの協同制度ではそれぞれのレベルの参加機関にとって有益でないと考えられる場合にのみ後援されるべきである。

7. あらゆるレベルでの費用と負担を最小にするためには、知識の交流、上手な作戦と未解決の諸問題の分担、そして必要ならば連邦・州・地方協同制度の調整をめざす継続的メカニズムがなければならない。

協同統計事業を後援している主要機関の代表者を含む省庁間の作業グループが、この目的のために設立され連邦統計政策基準局によって司宰されるべきである。

州レベルにおいても、諸機関間の要求、重点、諸問題を点検し、諸機関の論点にかんする連絡の中心組織として機能する、連邦レベルにおけるものと相似の機構を設立するべきである。

8. 協同統計事業を後援している連邦諸機関は、収集された情報について継続的な必要性を確認するため、その制度に含まれるデータについての必要性を定期的に点検するべきである。連邦統計政策基準局は省庁間の作業グループ（上記7）と協同して、省庁間のデータ要求の調整を必要とする点を確認するために、それぞれの協同統計事業を定期的に点検するべきである。

協同事業にかんする情報を含むデータ・ベースを、この目的に役立てる手段として定期的に更新するべきである。

9. 協同制度をつうじて得られたデータは最大限に利用されねばならない。省庁間の作業グループばかりでなく、個々の連邦機関もこの利用方法を開発するべきであり、州機関と協力して、データの普及手続きを改善し、入手可能な情報の獲得について利用者を援助するべきである。

2. 協同制度に対する連邦政府の援助

現在、連邦政府機関によって協同諸機関（州・地方）に与えられる援助のレベルおよびタイプは著しく不同である。

援助のタイプには、人員、資金、コンピューター・プログラミング援助、技術的助言と援助、研修計画などがある。

連邦政府の援助の適切な水準、タイプについて一貫した方針はない、又、制度参加機関（連邦、州、地方）による適切な責任分担についての方針もない。

妥当な連邦政府援助にかんする唯一の、あるいは一定不変の方針は明確ではないとしても、以下の若干の原則が明らかになってきている。

1. 協同制度によって必要なデータを作成するにあたり、適当な水準の直接の連邦資金および（又は）現地派遣人員が、州および地方機関を援助するため利用できるようにするべきである。援助の程度および援助の与えられる期間は、計画の当初から明確に特定されねばならない。
- 資金の連邦分担をはっきりさせるさいに、連邦のデータ要求と、もっぱら又は主として州の用途のためになされるデータ要求との区別をはっきりさせるべきである。
2. 協同統計事業を援助するうえでの適切な連邦の分担は、制度の発展と制度の維持のための適切な分担を含むべきである。
3. 協同制度によって必要な統計データを作成するうえで欠くことのできない行政記録を標準化するため、州および地方機関に対して援助が与えられるべきである。
4. 協同統計制度の参加機関に対して連邦資源を割当てるための方式の開発と使用法が研究されるべきである。
5. 参加機関について連邦援助に対応する適格性および州の調和要件が、どんな協同事業の実施にも先立って明らかにされなければならない。調和要件は州および（又は）地方の参加機関からのいろいろなタイプの寄与を許すほどに十分広いものでなければならない。連邦政府の資金が、もっぱら開発の費用と最初の制度実施のために使用されることが明瞭に制定されている協同制度に対しては、州・地方の調和要件は毎年ひきあげられるべきである。

調和要件があまり裕福でない州の参加を排除したり反対したりすることがないことを保証するよう配慮すべきである。

適格要件には質の管理やその他の基準をみたとすという公約を含まねばならない。

資金の継続は実績を基礎とするべきであり調和要件を定期的に点検するべきである。

6. 連邦政府の援助の結果として、協同統計事業がどのような利益、改善、成果を得たかを確認するため定期的に評価されねばならない。

3. 協同制度におけるデータの質の管理と基準

分散的な制度のもとでは、データの質の管理は達成困難なものと思われる。

連邦政府による必要データの直接的収集をつうじて管理を維持するのに、とって代るべき手段は、実行できない選択であるとして退けられてきた。

連邦政府による直接的なデータの収集は、しばしば、何段階かの政府レベルでの重複的な収集と編集の計画に帰着するし、その実践は、必要な情報の生産にとって、回答者に対する負担の増大と国の資源のかなり大きな支出とに帰着するにすぎない。

こんなわけで、協同統計制度によって作成されるデータの質と比較可能性を最大にするため、いかほどのことをなすうかが問題となる。

継続中の協同統計事業の検討の結果、上述の目的にこたえるべく方向づけられた次の諸原則が明らかになってきた。

1. 連邦・州・地方協同事業の効果的な設計は、各州間のデータの比較可能性を確保する手続きを含まねばならない。協同事業の不可欠の一部としてデータの基準と術語の定義を開発し、普及し、監視しなければならない。
2. 参加する州は、可能なばあいにはいつでも、協同事業に参加（および援助をうける適格性）の条件として基準となるデータ素子とデータの定義を採用するべきである。

さいしょの記録の時点で、州又は地方の要件を連邦の基準に一致させることができない場合には、全国的（又はその他の）推定と各州間の比較を確実にしうよう、編集又は分析の過程での比較可能性の確保の配慮がなされるべきである。

3. 連邦政府にとって必要な情報を得るための手段として、連邦・州・地方協同統計事業を利用するにあたり、これらのデータの質又は適時性をそこなってはならない。

質の管理の基準は、すべての協同制度の不可欠の要素でなければならない。これらの基準は、連邦と州の参加機関によって共同して開発されるべきであり、地方と州レベルでの収

集と編集の過程に適用されるべきである。

協同制度の連邦政府後援機関は、データの収集と編集における参加機関の基準の遵守を継続的に監視し定期的に評価するべきである。作成された最終的なデータの質の定期的評価が実行されて、処理されるべきデータ問題が明らかにされねばならない。

協同制度について、データの公示指示日付から、月次又は四半期データでは12ヶ月以上、年次データでは18ヶ月以上のおくれとならないことを要件とする適時性の基準が設定されるべきである。

4. もし、質と適時性の基準が達成されるならば、それぞれの後援連邦政府機関は、統計事業に協力する州および地方機関に資金の管理を完全にまかせねばならない。

Ⅲ 合衆国農務省統計報告局とミネソタ州農務部との協定覚書

1. 事業……農業統計の収集、分析、公表
2. 責任者……合衆国農務省統計報告局次長およびミネソタ州農務部長
3. 場所……ミネソタ州セント・ポール
4. 発効日……1961年11月1日
5. 根拠法規……農務省組織法および年才出予算法、ミネソタ州の同準法
6. 目的……ミネソタの作物、家畜、その他農産物の生産、価格、価額、移動、在庫、販売、加工、その他利用に関連のあるミネソタ州の主要な統計データの収集、分析、公表にかんする連邦統計報告局とミネソタ農務部の活動の統合と調整をつうじて、又、作業の重複と矛盾した報告の混乱をさけるためと運用の経済性と効率を促進するためのこれらの諸活動の緊密な協力を つうじてミネソタにおける協同作物報告事業を確立し維持すること。
7. 機能上の原則……合衆国農務省統計報告局（以下本文書では「連邦局」"Federal Service" という）はずっと昔から生産と販売にかんする統計の収集と公表の全国的業務計画に責任をもっている。

議会の権限と予算に従ってたてられた連邦計画の運営において「連邦局」は主として、全国推定と個々の州の推定に関心をもっている。業務上の予算は、州より小さな地理的範囲、すなわち、地区、郡、又は同様の限定された地域の推定の作成と発表については僅かの用意しかない。

ミネソタ州農務部（以下本文書では「州部」"State Department" という）は、ミネソタ州内の農産物の生産、加工、販売にかんする統計データの編集に一定の責任をもっている。ただし連邦の報告計画のなかで与えられるよりもっと詳細な情報、主として郡別又はその他の州内地域別のデータの収集・開発・公表に特別の関心をもっている。「州部」は州法により、共同の統計事業の運営において両機関にとって互いに価値があるような基本的性格のデータを意味する作物、畜産物および関連する農業対象にかんする情報を収集し編集する権限をもっている。「連邦局」および「州部」は、自らの基本的権限と責任において、全国と州の事業の目的は、共同の統計事業にかんする両者の活動を結合することによってもっとも効率的かつ経済的に達成しうることを承認する。

8. 行動の規範（その1）

「連邦局」……(a)「連邦局」は正当に資格を与えられた連邦農業統計官をミネソタに置く。連

邦農業統計官は連邦報告計画のために必要なすべてのデータの収集と準備に対し、又、その職掌により連邦報告として公表されるすべての統計情報（連邦－州の公表を含む）に対して責任をもつ。

「連邦局」の必要が主任統計官(Statistician in Charge)の身分にかんして交替の選択を正しいものとするとき、州および連邦の双方の業務計画にとって指導の十分な継続性を保証するため行動がとられる前に州農務部長の意見を徴する。

- b) 「連邦局」はまた、連邦業務計画にとって必要な農業統計を収集し準備するため、必要に応じて、そのほかの専門職員および事務職員を置く。
- c) 「連邦局」は、ミネソタの出先事務所において連邦業務計画を担当する農業統計官に対して、この協定によって、州農務部長と共同して「州部」の業務計画上の諸計画を発展させること、又、「州部」にとって同意しうるような追加の統計調査や報告を効率的に監督し指導することを期待する。

しかし、このような業務は「連邦局」の正規の業務を不当に妨げないことを条件とする。

- d) 「連邦局」は、ミネソタの農業統計官に対し、効率的かつ満足のゆくやり方で彼の職務を行うことについて明確に責任がとれるようにしておく。そして、彼に対して統合された計画によって、「州部」のためになされるすべての仕事を綿密かつ正確に遂行するよう期待する。
- e) 「連邦局」は「連邦局」の正規の業務計画を運営するために、必要に応じて、文房具、種々の必需品、備品、旅費を供給する。
- f) 「連邦局」は、農務部長および特定の事業活動（たとえば、酪農製品報告）が必要とするそのほかのどの「州部」職員でも、「連邦局」の協力者として指名する。そして、指名された職員は、その資格上、ミネソタ州の報告の準備について連邦統計官と共に協力して仕事をする資格をもつ。
- g) 「連邦局」は連邦の計画ばかりでなく協同事業にかんする調査票、報告、その他統計官の職務にかんする公務上の物件を郵送するのに必要な郵送料、支払手数料、封筒代を支給する。ただし、これらの封筒は連邦政府の被指定人によって、又、合衆国郵便法および条例に従って使用されることを条件とする。

しかし、この覚書では、望ましいと考えられるときには正しく切手のはられた「州部」の封筒の使用を何ら妨げるものではない。

- h) 「連邦局」は、農業統計官に対し、彼の職務上準備されるあらゆる統計報告を、それらが公表されると同時か又はその直後に「州部」に対して速やかに利用できるようにさせる。

又、この協定において準備された追加的な州計画の実施上なされるすべての特別研究と調査のファイルをいつでも「州部」に対して利用できるようにする。

i) 「連邦局」はワシントンDCの作物報告委員会（Crop Reporting Board）によって決定されたミネソタの合計又は平均を、法又は公表と同じものを発表するという規則によって、決められた時日にミネソタの農業統計官に速やかに伝達する。それは農業統計官ができるかぎり速やかに公表することができ、ミネソタ州の作物および家畜の状態と展望にかんする彼の詳細な要約を「州部」が利用できるようにするためである。

「連邦局」は又、ミネソタ州の農民やその他の人々の参考に供するために、共同発表へ含めることが望ましいような個々の州の合計や平均およびそのような作物又はその他の農業商品を、決められたもっとも実際的な伝達手段がなんであれ、農業統計官に伝達する。

9. 行動の規範（その2）

「州部」……(a)「州部」は「連邦局」の農業統計官を「州部」のスタッフの一員として、又、ミネソタ農業統計の収集、編集、分析、準備の仕事およびこの協定覚書により取扱われている推定の仕事を担当するミネソタの統計官として承認する。

b) 「州部」は農業統計官によって、あるいは農業統計官と協同で公表されている公式データ又は報告と矛盾するような作物・家畜の生産、農民受取・支払価格又はその他のデータに関する一次的な統計は公表しない。

c) 「州部」は、この協定覚書によって展開されている追加的農業統計の収集、編集、公表について補足的な州の事業を行う上での全費用（俸給、業務、旅行、備品、必需品、印刷の費用など）を支払うため毎年必要となる資金、又、州農務部長の承認を受けるべき州資金からの全支出および、この協定の終了の場合に、州の財産として残る州が購入するすべての備品、必需品などを準備する。

d) 「州部」は、農産物の生産、販売、加工又はその他利用にかんして「州部」の所有に属するか又は、入手しうる機密でないあらゆる統計情報をミネソタにおける協同の任務に役立てるため利用できるようにする。その情報のなかには、この協定覚書によって準備される協同事業の適切な運用を助ける州法と規則の管理に関連して獲得される出荷又は、その他の移動、在庫、棚卸、価格あるいは、あらゆる同種のタイプのデータを含んでいる。

又、「州部」はその所有に属する記録を利用できるようにする。

10. 行動の規範（その3）

相互了解……以下のことが相互に了解され同意されている。

a) この協定のもとで農業統計官により監督されている業務を遂行する職員は次のカテゴリーのいずれかに属する。

(1)「連邦局」から給料の全額を受けているもの (2)給料の一部を「連邦局」から一部を「州部」から受け、その俸給の等給格付けは管理上「連邦局」のそれにより決められている

もの。(3)給料の一部を「連邦局」から、そして、一部を相互に決められた給料によって「州部」から受けるもの。(4)「州部」から給料全額を受けているもの。

b) 上記(1)のカテゴリーに属する職員の給料は、1949年の改正連邦政府等級格付け法の規定により決められる。(2)のカテゴリーに属する職員の給料は、管理上、1949年改正等級格付け法により規定されている等級に格付けすることにより決められる。(3)のカテゴリーに属する職員の給料は「連邦局」と「州部」にとって相互に受け入れうる等級格付けによらない支払率で配分することにより決められる。(4)のカテゴリーに属する職員の給料は「州部」により決められる。

c) 「連邦局」は(1)と(2)のカテゴリーに属する職員を選抜する。(3)のカテゴリーの職員は相互に選抜される。

農業統計官は(1)(2)(3)のカテゴリーの職員の職務と時間を監督し指導する。これらのすべてに連邦の官職が与えられる。

d) 州農務部長は、技術上又は事務上の職務の遂行に必要な資格と経歴の所有について農業統計官の賛同をえたうえで(4)のカテゴリーの職員を選抜する。

農業統計官の事務所で働くよう割当てられるかぎり、彼等は全く農業統計官の命令と管理のもとにあり、彼を通して農務部長に対して管理上の責任をもっている。

連邦法と規則の下で行われる業務を含めて協同の任務にかんする彼等の業務は連邦官職行為によるのではなく「連邦局」の認可により承認される。

e) (3)および(4)のカテゴリーの職員は連邦退職法、年次・病気休暇法、連邦職員集団生命保険法、連邦職員健康年金法の条項により連邦職員とみなされない。

ただし、カテゴリー(1)又は(2)に属し、これらの恩典になんらか関与している連邦職員であって業務の継続性によって、その後(3)のカテゴリーになるかも知れないもの、あるいは、この協定覚書の日付以前にこれら連邦の恩典になんらか関与していた(3)のカテゴリーの職員は、彼らが(3)のカテゴリーの職務のもとで仕事をつづける限り、その恩典関与を取り消されることはない(自らの要求によって撤回する以外は)。(4)のカテゴリーの職員はこれらの恩典のいずれについてもあるいは同じく、恩典の継続についても資格を与えられない。

f) 連邦計画又は協同事業の目的をなしとげるうえで望ましい場合には農業統計官は(4)のカテゴリーの職員に対して連邦規定による旅費を認可しうる。

g) 政府所有の車を運転する必要がある(4)のカテゴリーの職員は、この種の免許証の発行を決める連邦と州の規則の支配を受ける合衆国政府自動車運転者証明書を与えられる。

h) 「州部」との協同のもとで支払いを受けている職員、又は全面的に州の支払を受けている職員でも、共同して働いている職員はすべて、作物、家畜、およびその他の農業統計情報

や報告の保護にかんする連邦法および規定の条項と処罰に従わねばならない。

- i) これに関する当時者たちは、この中で与えられるどのような調査の計画についても、又はどのような結果の公表についても、それぞれ、特有の信用が与えられる。

ただし、この種の調査票又は刊行物が郵便料金・手数料支払制度によるか又は、公用の事前印刷の連邦封筒で郵送されるばあいには、それらの表現形式や郵便料金・手数料支払の特典の行使は郵政省の要求に従うこと。

- j) 農業統計官の職務にかんする推定や報告の準備に用いるため又は、その他の統計的要約とか分析のために、個々の報告者によって最初に与えられたあらゆるデータや情報は完全に秘匿の取扱いをうける、そして、不適当な開示あるいは使用に対して保護される。

この種のすべての個人的報告、その目録や表、図表、勧告、注釈および協同作物報告事業のファイルにあるその他あらゆる関連記録や材料は、合衆国農務省の規則および秘匿されて報告された情報の不法な開示又は使用を禁示している連邦規則によって公けの点検を受けないでよいことになっている。

ただし、ミネソタ州の法律により個人又は会社によって報告することが特別に要求されているデータ、別々に入手しうるファイルに保存されている記録にかんし、個人的に報告されたデータの公表についての決定は、全く州農務部長あるいはその他適当な州担当官の手にある。

この協定覚書の終了のさいには、この協定が与える協同的州事業の結果として開発されたファイルおよび記録（又はそのコピー）の処分は、内密に報告されたデータを引きつづき保全することが両当事者によって保証されているものをのぞいて相互の同意によって決定される。

- k) 主として、作物、家畜、価格の報告目的のため、協同的な作物報告の任務によって開発され、維持されている郵送名簿あるいは産地関係筋（field contacts）の名簿は自発的な情報の源泉として、その本来の使用を保全・守護するよう秘匿しておかれるべきである。

この名簿は、報告事業の発展と改善にとって有害であるような使用、又は、その将来の用途にとって名簿の十分な維持を危うくするような使用に対しては、全体的にも部分的にも、公けに開示されることはないし利用に供されることもない。

このような報告者名簿は、この協定覚書の終了のさいには「連邦局」の所有物となる。

- l) この協定覚書は、一般的な言い方をすれば、関係する当時者の協同の根拠を明らかにするものであって、支出のための根拠として役立つような財政上の義務をなすものではない。

各当事者は自らの資金を持ち、そして支出する。協同する当事者のそれぞれによってとられる責任は、連邦法又は州法によって、それぞれの認可を条件とするし、又、それらの支出

が合法的に処理される利用可能な必要資金を条件とする。

m) この協定覚書にかかわる両当事者のどの係官又は職員もその政治的な昇進あるいは利益のために利用しうるとは、この協定覚書のなかにも、あるいは、これにより意図される業務の遂行のなかにも一切存在しない。

n) 「連邦局」も「州部」も、それぞれ、この協定で扱われている協同の業務計画に関する以外の情報を収集する権利を保留する。そして、このようなデータは他のどのような源泉からも、又、他のどのような利用可能な手段によっても獲得されるであろう。

それぞれの機関は、このような点にかんし、他のいかなる連邦機関とも、或いはミネソタ州内のどの機関とも協同しうるし、また、その他のいかなる人あるいは団体に対しても、合法的で一般の関心のもとにあり、かつ、この協定覚書の条項に矛盾しないような情報の構成部分を与えることができる。

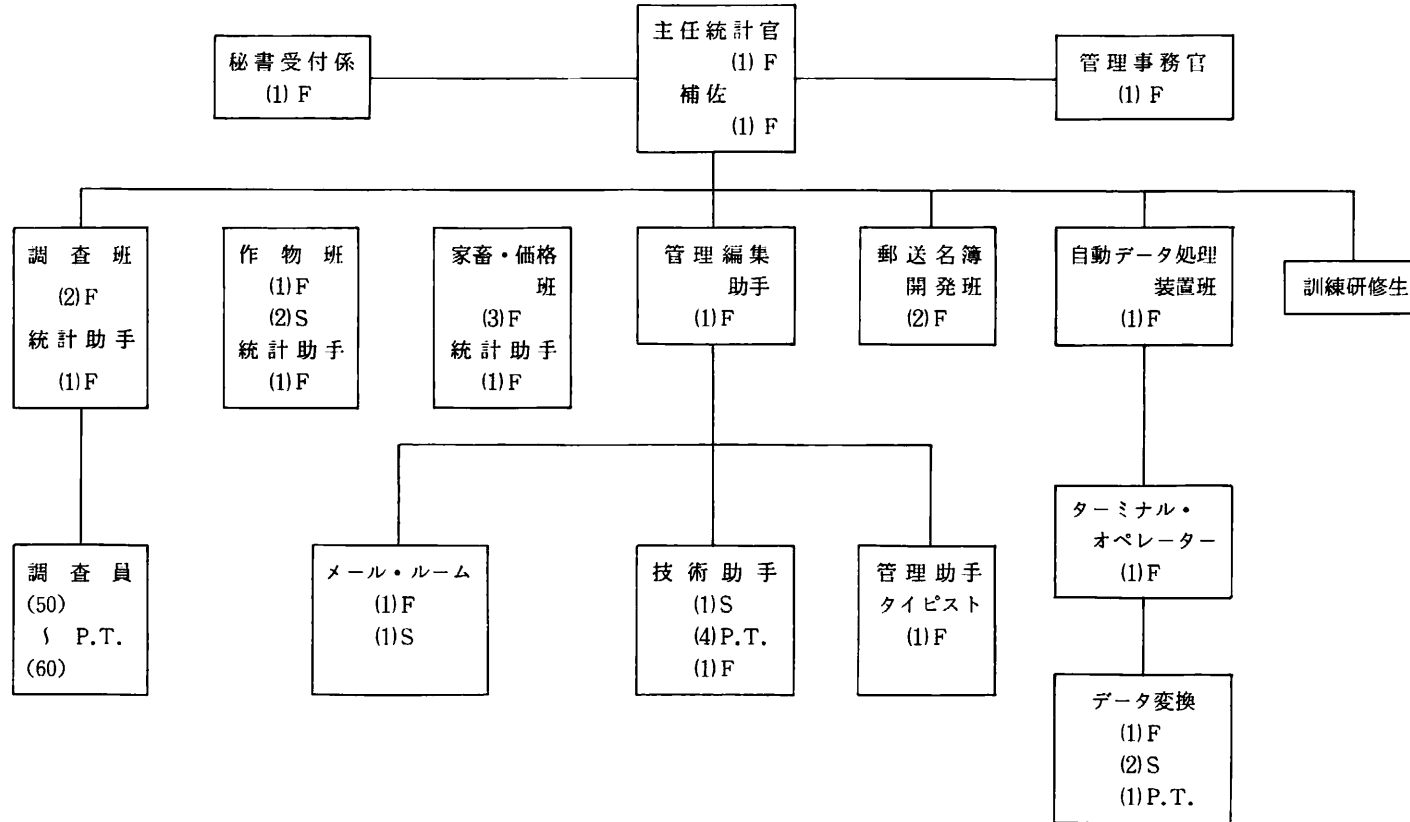
11. 議会メンバー……議会のどんなメンバー又は代表者、又は属領代表者（resident commissioner）も、この協定の分担又は関与に、あるいは、そこから生ずるとどのような恩恵にもあずかることは許されない。

12. 期間……この協定覚書は議会が連邦業務計画に対して必要な権限と資金を与えるかぎり、今後、無限に継続される。

ただし、この協定覚書が相互の合意により、あるいは、そのいずれか一方の当事者により、終結の望まれる日付の 30 日以上前に、もう一方の当事者に対し文書による通報を与えることにより、いつでも終結しうる。

(付)

1. ミネソタ作物・家畜報告事務所機構 (1979. 6. 15 現在)



注) ()内は人数, Fは連邦職員, Sは州職員, P.T. はパート・タイム

2. 人員

F = 連邦職員… 22 人

S = 州職員… 6 人

P.T. = パート・タイム… 55～65 人

3. 1980 年度予算（人件費を含む）

連邦政府資金… 567,000 ドル（約 80 %）

州政府資金… 136,233 （〃 20 %）

合 計 … 703,233 （1 ドル = 250 円として約 1 億 8 千万円）

統計研究参考資料 No. 7

1981年3月1日

発行所 法政大学日本統計研究所
東京都千代田区富士見2-17-1
TEL 03-264-9403,04

発行人 喜 多 克 己